

**鳥取県告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定代理納付者の名称 | 指定代理納付者の主たる事務所の所在地 | 指定代理納付者に納付させる歳入        | 歳入を納付させる期間              |
|------------|--------------------|------------------------|-------------------------|
| ヤフー株式会社    | 東京都港区赤坂九丁目7-1      | インターネットを利用して納付する自動車税本税 | 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで |